

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律施行令案新旧対照条文
 ○ 農業資材審議会令（平成十二年政令第二百八十八号）（附則第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

2 6 （略）		改正案		第五條 審議會に、次の表の上欄に掲げる分科會を置き、これらの分科會の所掌事務は、審議會の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 （分科會）
		飼料分科會 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及び愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）の規定により審議會の権限に属させられた事項を処理すること。	（略）	
2 6 （略）		現行		第五條 審議會に、次の表の上欄に掲げる分科會を置き、これらの分科會の所掌事務は、審議會の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。 （分科會）
（略）	（略）	飼料分科會	所掌事務	